

令和8年度 ランドセル預かり A・B のご案内

【ランドセル預かりとは】

- 放課後、小学校から児童館に直接来館し、児童館で時間を過ごすことができる事業です。
- 学校休業日は、午前中から来館し、持参したお弁当を食べることができます。
- 学童クラブと違い、専門の職員はいないため、児童本人が自主性をもって時間を過ごします。
- 申請要件により A と B があります。

【ランドセル預かり A の申請要件】

- 学童クラブではなく、ランドセル預かりの利用で足りる場合に申請できます。

【ランドセル預かり B の申請要件】

次の場合に申請できます。

- 学童クラブ利用申請の結果、「学童クラブ利用保留通知書」が送付され、学童クラブの待機児童となった場合
- 利用申請した後、結果通知書の送付を待っている場合

【利用対象】

- 区内にある小学校の1年生～3年生の児童
- 区外にある小学校の1年生～3年生で区内に住所のある児童

※保護者が、平日のうち週1日以上の午後1時～午後6時に就労等を行っていることが必要です。

※介助や1対1の対応など、特別な配慮が必要な児童については、受入れができない場合があります。

【利用期間】

- 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）の月曜日～金曜日

※土曜日・日曜日・祝日・館内整理日・年末年始（12月29日～1月3日）は利用できません。

【利用時間】

- 授業日：放課後～午後6時
- 学校休業日：午前9時～午後6時

※早朝延長・夜間延長・土曜預かりを自主事業として実施している児童館があります。

詳細は各児童館にお問合せください。

【費用】

- 無料

※保険は、児童館が加入している児童安全共済制度が適用されます。

【おやつ】

- なし

【利用に当たっての注意事項】

- 原則として、欠席確認等は行いません。
- 習い事などの中抜けは、その間の安全確認ができないので、対応できません。

ランドセル預かりの実施場所

児童館	A の定員	B の定員	所在地	電話番号
墨田児童会館	8名	8名	墨田2-30-15	3614-7141
八広児童館	10名	10名	東墨田1-2-6	3612-8300
江東橋児童館	3名	3名	江東橋1-15-4	3634-8883
東向島児童館（本館のみ）※1	10名	10名	東向島6-6-12	3611-2500
立花児童館	3名	3名	立花1-27-9	3619-5781
立川児童館	10名	10名	立川1-5-2	3633-2874
文花児童館	5名	5名	文花1-32-11	3619-5753
中川児童館	10名	10名	立花5-18-9	3619-7188
外手児童館	5名	5名	本所2-6-9	3621-4531
八広はなみずき児童館	5名	5名	八広4-27-8	3617-7060
さくら橋コミュニティセンター	10名	10名	向島2-3-8	3623-2181
東駒形コミュニティ会館 ※2	10名	10名	東駒形4-14-1	3623-1143
梅若橋コミュニティ会館	6名	-	堤通2-9-1	3616-1101
横川コミュニティ会館	3名	3名	横川5-9-1	5608-4500

※1 東向島児童館分館（キラムコ）では実施しません。

※2 東駒形コミュニティ会館は、令和8年9月～令和9年3月に大規模修繕工事を予定しています。

なお、令和8年10月中旬～12月下旬は全館休館となるため、ランドセル預かりは、休止又は代替場所での実施となりますので、あらかじめご了承ください。

申請受付期間等

項目	ランドセル預かり A	ランドセル預かり B
申請受付期間		令和8年2月16日（月）～
申請方法	利用を希望する児童館で申請を受け付けます。 保護者の就労状況等を証明する書類を持参してください。	第1希望の学童クラブの管轄児童館で申請を受け付けます。 なお、第1希望が横川三丁目学童クラブ、業平小学童クラブ、横川小学童クラブ、柳島小学童クラブ、亀沢学童クラブの場合は、近隣の児童館で申請を受け付けます。 保護者の就労状況等を証明する書類は、学童クラブ利用申請時に提出済みのため、不要です。 就労状況が変更となった場合は、別途「LoGo フォーム」の「学童クラブ利用保留（待機）者用利用届出事項変更フォーム」から届出をお願いします。
選考方法等	選考方法や空き状況は各児童館により異なります。 必要な場合は各児童館等にお問合せください。	
結果通知		各児童館から通知します。

注意事項

- ・ランドセル預かり B を利用している方が、待機していた学童クラブの利用を承認されたときは、ランドセル預かり B を辞めて、学童クラブの利用となります。

利用申請に必要な書類等（ランドセル預かり A）

父、母、その他の保護者それぞれの証明書・申告書の提出が必要になります（申請日の3か月以内に発行されたもの）。

証明書・申告書は、利用開始予定日現在の内容のものをご提出ください。

保護者等の状況	必要なもの
就労（外勤） ※雇用されている方（配偶者・父母・祖父母・兄弟姉妹が経営する会社に勤めている場合を除く。） ※内定も可	<ul style="list-style-type: none">就労証明書（複数就労がある場合はすべて提出してください。） <p>※内定の方は、就労予定の内容が記載された就労証明書等を提出してください。</p>
就労（自営・内職） ※自営業・事業主・フリーランス等 ※配偶者・父母・祖父母・兄弟姉妹が経営する会社に勤めている場合を含む。	<ul style="list-style-type: none">就労証明書会社の運営または業務の実態が確認できる書類（保護者の双方が同一の会社等の場合は添付1枚で可） (例) 開業届・営業許可証・事務所等の賃貸借契約書・法人の全部事項証明書・経済産業省HP「gBizINFO」の法人プロフィール等
就学・技能習得	在学証明書又は入学許可証（在学期間の記載があるもの）
出産	親子健康手帳(母子健康手帳)(母親の氏名及び分娩予定日の記載があるページ)
育児休業 ※誕生日の属する月を0か月として生後13か月未満の子を養育している場合に限る。	就労証明書（育児休業期間の記載があるもの） ※区外在住の方は、住民票又は戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）の提出が必要です。
疾病（入院）	入院証明書又は診断書（入院期間の記載があるもの）
疾病（居宅内）	診断書（療養期間の記載があり、児童の保護や育成が困難であるとわかるもの）
心身障害	<p>【該当するもの1つで可】</p> <ul style="list-style-type: none">身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（手帳の種類、氏名、番号などがわかるもの）診断書（療養期間の記載があり、児童の保護や育成が困難であることがわかるもの）
介護・看護	<p>【該当するもの1つで可】</p> <ul style="list-style-type: none">介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（手帳の種類、氏名、番号などがわかるもの）診断書（介護・看護の必要性が分かるもの）

その他（該当する場合）	提出書類
転居	住宅賃貸契約書・売買契約書（転居先住所、転居予定日、入居者氏名の記載があるページ。金額等は塗りつぶしで可）又は申立書
ひとり親	<p>【該当するもの1つで可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証（Ⓐ） ※医療証は有効期限内のものを提出してください。 ※乳幼児医療助成制度（Ⓑ）、義務教育就学児医療費の助成（Ⓓ）は、ひとり親の確認資料にはなりません。 ・児童育成手当認定通知書（初回のみ。2回目以降は現況結果のお知らせ）、児童育成手当受給証明書 ・戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）等のひとり親が証明できる書類 ※住民票は、ひとり親の確認資料にはなりません。
離婚調停・協議中	<p>【該当するもの1つで可】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所の調停期日通知書 ・弁護士による証明書等の離婚調停中であることが証明できる書類
障害のある児童	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳 (手帳の種類、氏名、番号などがわかる画像を提出してください。)
看護師等による医療的ケアが必要な児童 ※医療的ケアが必要だが、自分で処置できる児童は提出不要	<p>【全て】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墨田区学童クラブにおける医療的ケア児受入支援事業利用申請書 ・主治医意見書 ・医療的ケア指示書 ・医療的ケア実施に関する同意書 ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳

学童クラブとランドセル預かりの違い

項目	学童クラブ（通常育成）	ランドセル預かり
利用料金	4,500円	なし（無料）
実施場所	学童クラブ室	児童館内
利用時間	（平日）放課後～午後6時 (学校休業日) 午前8時30分～午後6時	（平日のみ）放課後～午後6時 (学校休業日) 午前9時～午後6時
入退室	安心でんしょばとアプリからの通知	すみチルアプリでの確認（通知なし）
職員	専門の職員による育成	ランドセル預かり専門の職員の配置なし
おやつ	あり	なし
保険	児童安全共済保険	児童安全共済保険